

# 10月1日から水道料金を改定します

## 1. 水道料金の改定について

水道料金は、令和2年10月1日から、水道料金収入全体で平均22.72%の増収となる改定を段階的に行い、料金体系は、これまでの「用途別」から「口径別」に変更となりました。

水道料金の増額改定は、市民生活に大きな影響を及ぼすことから、激変緩和措置として令和2年10月1日から3年間をかけて段階的に料金改定を行っており、令和3年10月1日からは、激変緩和2年目の水道料金が適用されます。

「いつまでも安心と安定」した水を供給していくため、今後とも一層の経費節減、効率的な経営に努めますので、市民の皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

## 2. 改定料金表（1カ月あたり）

（消費税込み）

料金表		① 令和2年10月～ （激変緩和1年目） + 8.49%	② 令和3年10月～ （激変緩和2年目） + 7.96%	③ 令和4年10月～ （改定水道料金） + 6.27%	令和2年10月～ 改定メーター使用料
口径別 基本料金 （8㎡まで）	13mm	1,210円	1,320円	1,375円	55円
	20mm	1,320円	1,430円	1,485円	110円
	25mm	1,650円	2,200円	2,530円	165円
	40mm	2,310円	3,300円	3,960円	330円
	50mm	4,510円	6,820円	8,140円	1,210円
	75mm	11,440円	20,240円	27,500円	1,540円
	100mm	20,020円	36,520円	50,600円	2,310円
従量料金 （1㎡あたり）	8㎡超～20㎡まで	165円	165円	170円50銭	
	20㎡超～50㎡まで	176円	187円	198円	
	50㎡超	198円	209円	220円	

●改定後料金②の計算例（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）※料金の請求は2カ月に1度

計算方法	基本料金+従量料金+メーター使用料
計算例	
口径13mm・1カ月で20㎡（2カ月で40㎡）使用した場合	
基本料金（8㎡まで）	1,320円
従量料金（8㎡超～20㎡まで）165円×12㎡＝	1,980円
メーター使用料	55円
合計	3,355円
2カ月分料金	6,710円



## 3. 改定料金の適用時期について

10月1日から新たに使用する水量から改定後の料金②が適用されます。

ただし、経過措置として、9月30日以前から継続して使用している方は、10月1日以降、最初に請求する水道料金については、改定前の料金（上記「2. 改定料金表」①）を適用します。

○10月1日から新規に水道を使用する場合は、改定後の料金（上記「2. 改定料金表」②）が適用されます。

○奇数月に請求を行う地区では、令和4年1月分から改定後の料金（上記「2. 改定料金表」②）が適用されます。

○偶数月に請求を行う地区では、令和4年2月分から改定後の料金（上記「2. 改定料金表」②）が適用されます。

【問い合わせ先】市上下水道部 業務課 ☎ 31-0422 ☎ 24-2711